

委員会紹介

第10回 法律相談センター運営委員会

法律相談センター運営委員会委員長 大西 英敏 (38期)



1 法律相談センター運営委員会の職務

東京弁護士会は1966(昭和41)年に法律相談センターを開設し、以来、徐々に外部法律相談センターを開設しつつ、長年にわたり市民向けリーガルサービスの提供に当たってきました。その運営をするのが当委員会の主たる職務です。また一定の部門、分野に専門性をもっている弁護士を探す場所として、2007(平成19)年4月から新たに弁護士紹介センターが開設されましたが、その運営も当委員会の重要な職務とされています。

2 当委員会の主な活動

当委員会はセンター運営部会、企画広報部会、クレサラ部会、弁護士紹介センター運営部会を設置して、前記職務を果たしています。(1)センター運営部会は法律相談センターの管理運営を所管し、当委員会の中核をなす部会です。(2)企画広報部会は広報全般のみならず、毎年秋の都内23区の一斉無料相談会や「暮らしと事業のよろず相談会」、毎年3月に一、二弁も招待して委員会の中長期的課題を議論する春合宿の企画を行っています。(3)クレサラ部会は社会問題化したクレジット・サラ金問題に対応するための部会で国を挙げての多重債務問題解決のため多忙を極めていきます。(4)弁護士紹介センター運営部会は前記弁護士紹介センターの運営を行っており、新たな部門、分野の開発に取り組んでいます。

3 当委員会の課題

当委員会の最近の課題としては第1に相談の質を更に高めることです。そのため今年度からは満75歳以上の会員についての法律相談担当者の事前承認制、新規登録弁護士に係る名簿登録の制限を実施しました。第2に新規登録弁護士の法律相談研修についての改善

です。新規登録弁護士が増加している中で従前の義務研修についてその制度趣旨を損なわない形で柔軟に継続相談、共同受任ができるように検討中です。第3に法律相談件数の減少問題への対応です。現在、東京のみならず全国的に弁護士会の関与する法律相談件数が減少傾向にあります。東京三弁護士会で組織する東京法律相談連絡協議会でもその原因と対策について検討中です。最後に当委員会の規則全面見直しがあります。昨年度の理事者より当委員会関連の規則細則の全面見直しについて諮問されており、当委員会ではその為のPTを組織して検討中です。

4 法律相談や紹介センターでの応募と担当者の選任について

毎年秋に次年度の担当者の募集を行っていますので、ガイダンスや募集要項を参考にしてより多くの会員からご応募頂きたいと思えます。なお基本名簿には規則上の拒否事由のないかぎり、全員登載されますが、実施名簿には規則細則に基づき公平な方法で選任の上登載していますので、応募者が多数の場合には担当者になれないことがありますので、ご了承下さい。

5 おわりに

司法改革の実現段階において日本司法支援センターとも関連して弁護士会の法律相談の有り様は今後も様々な変容を遂げていくものと思われます。皆様には市民に対し最前線でリーガルサービスを提供する法律相談センターの役割を十分にご理解頂き、今後ともご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

*法律相談センター運営委員会に関する問い合わせ先
全体委員会 毎月第2水曜日 午後3時~5時
担当事務局 法律相談課 TEL.03-3581-2206